

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案 (概要)

1 改正の趣旨

- 平成23年度の地方公務員共済年金の額を算定する基礎となる再評価率等の改定等を行うほか、所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部改正（第1条関係）
 - 平成23年4月より、組合員たる非常勤職員について常勤職員と同様に育児休業及び介護休業を取得できることとされたことを踏まえ、組合員たる非常勤職員について常勤職員と同様に育児休業手当金及び介護休業手当金を受給できるようにするため規定の整備を行うもの。
- (2) 平成22年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令（平成16年政令第115号）の一部改正（第2条関係）
 - 地方議会議員の年金額は、物価変動率を参酌して改定することとされている。
 - 平成22年平均の消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.7%だったことから、平成23年度の年金額を公的年金と同様にマイナス0.7%改定するもの。
 - ただし、受給権発生時より受給している年金額が、物価変動率を基準として改定された年金額を上回る場合は、従前額が保障される仕組みとされている。
- (3) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第287号）の一部改正（第3条関係）
 - 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）の経過措置に基づき、物価スライド特例水準（平成12～14年度の累積マイナス1.7%分の物価スライドを実施せずに据え置いた水準）の年金額が平成16年改正後の規定により算定された本来の年金額（本来水準の年金額）を上回る場合は、物価スライド特例水準の年金額とすることとされている。
 - この物価スライド特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準（平成17年）を下回った場合に、その分だけ引き下げることとされている。
 - 平成23年度の年金額の場合、平成22年の物価水準は平成17年の物価水準と比較して0.4%下回っており、平成23年度の年金額は0.4%引き下げとなる。
 - 物価スライド特例水準の年金額を算定するために、平成23年度における賃金額を平成11年水準に再評価するための率を定める。

(4) 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の一部改正（第4条関係）

- 68歳未満の者に係る年金額（新規裁定者の年金額）は、原則、毎年度名目手取り賃金変動率を基準として改定、68歳以上の者に係る年金額（既裁定者の年金額）は、原則、毎年度物価変動率を基準として改定することとされている。ただし、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、新規裁定者、既裁定者いずれも物価変動率を基準として改定される仕組みとされている。
- 平成22年平均の消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.7%、対前年度比名目手取り賃金変動率がマイナス2.2%となったことから、平成23年度の年金額は物価変動率を基準として改定する。
- また、退職共済年金の受給権者が組合員又は厚生年金保険の被保険者等である間においては、当該退職共済年金の年金額と報酬との合計額に応じて年金額の全部又は一部の支給を停止することとされ、この支給停止の基準額は賃金等の変動に応じて改定することとされている。
- 平成23年度の名目賃金変動率がマイナス2.0%になったこと等から、当該基準額を改定するもの。

3 根拠法令

- ・ 法第44条の2第5項、第44条の3第4項及び第158条の2
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第132号）附則第4条第2項、附則第5条第2項及び附則第7条第1項第2号
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成12年法律第22号）附則第11条第11項及び附則別表
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第98条第4項

4 施行日

平成23年4月1日